議第３０号

鶴岡市立図書館設置条例施行規則の一部改正について

鶴岡市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和８年９月１７日提出

鶴岡市教育委員会
教育長　　成　澤　和　則

鶴岡市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則

鶴岡市立図書館設置条例施行規則（平成１７年鶴岡市教育委員会規則第２６号）の一部を次のように改正する。

別表第２中

「

鶴岡市立図書館朝日分館	(1)　月曜日（祝日法による休日に当たるときはその翌日） (2)　１２月２９日から翌年の１月３日まで

」を

「

鶴岡市立図書館朝日分館	(1)　毎月の第３日曜日の翌日を除く月曜日（祝日法による休日に当たるときはその翌日） (2)　毎月の第３日曜日 (3)　１２月２９日から翌年の１月３日まで

」に改める。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

鶴岡市立図書館設置条例施行規則（平成17年鶴岡市教育委員会規則第26号）新旧対照表

改正前	改正後
別表第２（第５条関係）	別表第２（第５条関係）

名称	休館日
鶴岡市立図書館藤島分館	(1)　月曜日 (2)　12月29日から翌年の1月3日まで
鶴岡市立図書館羽黒分館	12月29日から翌年の1月3日まで
鶴岡市立図書館櫛引分館	(1)　月曜日（祝日法による休日に当たるときはその翌日） (2)　12月29日から翌年の1月3日まで
鶴岡市立図書館朝日分館	(1)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿月曜日（祝日法による休日に当たるときはその翌日） (2)　12月29日から翌年の1月3日まで
鶴岡市立図書館温海分館	12月29日から翌年の1月3日まで

名称	休館日
鶴岡市立図書館藤島分館	(1)　月曜日 (2)　12月29日から翌年の1月3日まで
鶴岡市立図書館羽黒分館	12月29日から翌年の1月3日まで
鶴岡市立図書館櫛引分館	(1)　月曜日（祝日法による休日に当たるときはその翌日） (2)　12月29日から翌年の1月3日まで
鶴岡市立図書館朝日分館	(1)　毎月の第3日曜日の翌日を除く月曜日（祝日法による休日に当たるときはその翌日） (2)　毎月の第3日曜日 (3)　12月29日から翌年の1月3日まで
鶴岡市立図書館温海分館	12月29日から翌年の1月3日まで

○鶴岡市立図書館設置条例施行規則

平成１７年１０月１日教育委員会規則第２６号

改正　平成１８年３月２４日教育委員会規則第３号

平成２１年２月２０日教育委員会規則第６号

平成２３年２月１８日教育委員会規則第１号

平成２３年９月３０日教育委員会規則第15号

令和２年２月２０日教育委員会規則第２号

令和８年　月　　日教育委員会規則第　号

（趣旨）

第１条　この規則は、鶴岡市立図書館設置条例（平成１７年鶴岡市条例第９５号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員）

第２条　鶴岡市立図書館（以下「図書館」という。）に、館長、分館長を置き、必要に応じ館長補佐、主査、係長、業務名を冠する専門員、専門員、技能専門員、主任、技能主任、主事その他の職員を置くことができる。

２　館長及び分館長は図書館の業務を掌理し、所属職員の指揮監督を行う。

３　館長補佐は、上司の命を受け、館長の職務を補佐し、担当業務を処理するとともに、所属職員を指揮監督する。

４　主査は、上司の命を受け、所定の業務を処理するとともに、所属職員を指揮監督する。

５　係長及び業務名を冠する専門員は、上司の命を受け、担当する業務を処理するとともに、所属職員を指揮する。

６　専門員、技能専門員、主任、技能主任、主事その他の職員は、上司の命を受け、担当する業務を処理する。

（協議会の委員長及び副委員長）

第３条　条例第５条第１項に規定する鶴岡市立図書館協議会（以下「協議会」という。）に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、協議会の議長となり、会議を主宰する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（開館時間）

第４条　図書館の開館時間は、午前９時３０分から午後７時まで（１２月から翌年の２月までは午前９時３０分から午後６時まで）とする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）は、午前９時３０分から午後５時までとする。

２　前項の規定にかかわらず、分館の開館時間は、別表第１のとおりとする。

３　館長は、前２項の開館時間により難い特別な事由があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第５条　図書館の休館日は、次のとおりとする。

（１）　月曜日（祝日法による休日に当たるときはその翌日）

（２）　１２月２９日から翌年の１月３日まで

（３）　特別図書整理期間（２月の第１月曜日からその翌週の水曜日までの日）

２　前項の規定にかかわらず、分館の休館日は、別表第２のとおりとする。

３　館長は、前２項の休館日により難い特別な事由があると認める場合は、臨時に休館日を変更し、又は休館することができる。

（利用手続）

第６条　図書館資料（以下「資料」という。）を利用しようとするときは、別に定めるところにより所要の手続を経なければならない。

（弁償）

第７条　資料を紛失し、破損し、又は汚損したときは、現品又は相当の代金で弁償しなければならない。ただし、館長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

（資料の寄贈及び寄託）

第８条　資料を図書館に寄贈し、又は寄託しようとする者は、館長の承認を得、その指示に従ってこれを行わなければならない。

（利用の制限）

第９条　館長は、条例若しくはこの規則に違反した者、館長の指示に従わない者又は不都合な行為があると認められる者に対して、図書館の利用を拒み、又は退館を命ずることができる。

附　則

この規則は、平成１７年10月１日から施行する。

附　則（平成１８年３月２４日教委規則第３号）

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年２月２０日教委規則第６号）

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年２月１８日教委規則第１号）

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年９月３０日教委規則第15号）

この規則は、平成２３年１０月１日から施行する。

附　則（令和２年２月２０日教委規則第15号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和８年　月　日教委規則第　号）

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

（一部改正

名称	開館時間
鶴岡市立図書館藤島分館	午前９時から午後５時まで
鶴岡市立図書館羽黒分館	午前９時から午後６時まで（土曜日、日曜日及び祝日法による休日にあっては、午前９時から午後５時まで）
鶴岡市立図書館櫛引分館	午前９時から午後６時まで（土曜日、日曜日及び祝日法による休日にあっては、午前９時から午後５時まで）
鶴岡市立図書館朝日分館	午前９時から午後６時まで（土曜日、日曜日及び祝日法による休日にあっては、午前９時から午後５時まで）
鶴岡市立図書館温海分館	午前９時から午後５時まで

別表第２（第５条関係）

名称	休館日
鶴岡市立図書館藤島分館	（１）　月曜日 （２）　１２月２９日から翌年の１月３日まで
鶴岡市立図書館羽黒分館	１２月２９日から翌年の１月３日まで
鶴岡市立図書館櫛引分館	（１）　月曜日（祝日法による休日に当たるときはその翌日）

	（２）　１２月２９日から翌年の１月３日まで
鶴岡市立図書館朝日分館	（1）毎月の第３日曜日の翌日を除く月曜日（祝日法による休日に当たるときはその翌日） （2）毎月の第３日曜日 ~~(2)~~ （3）12月29日から翌年の1月3日まで
鶴岡市立図書館温海分館	１２月２９日から翌年の１月３日まで